

【公報種別】商標公報の訂正  
【発行日】令和4年7月8日(2022.7.8)  
【登録番号】商標登録第6499970号(T6499970)  
【掲載公報発行日】令和4年1月27日(2022.1.27)  
【年通号数】登録公報(商標)2022-012  
【区分】42  
【出願番号】商願2021-83630(T2021-83630)  
【訂正要旨】令和4年3月30日(2022.3.30)発行の「商標公報の訂正」は取消す。本件「商標公報」は【商標法第68条の32第1項適用】、【商標法第68条の37適用】の表示の脱落により下記のとおり訂正する。

(190)【発行国】日本国特許庁(JP)

(450)【発行日】令和4年1月27日(2022.1.27)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第6499970号(T6499970)

(151)【登録日】令和4年1月17日(2022.1.17)

(540)【登録商標】

## WINDOWS SONIC

(500)【商品及び役務の区分の数】1

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第42類 ダウンロードできないコンピュータソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, ダウンロードできないコンピュータアプリケーションソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, ダウンロードできないコンピュータソフトウェア、すなわちデジタルオーディオの操作及び音の改善用ソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, ダウンロードできないコンピュータソフトウェア、すなわち電子信号又はデジタル信号の処理用・記録用・再生用・ストリーミング用・送信用及び受信用のソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, ダウンロードできないコンピュータソフトウェア、すなわち補聴器用及び聴覚器具用ソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, ダウンロードできないコンピュータソフトウェア、すなわち音質の向上用ソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, ダウンロードできないコンピュータソフトウェア、すなわちオーディオ信号・ファイル及び音響の制作用・処理用・測定用・分析用・記録用・増幅用・強化用・複製用・送信用・制御用・試験用・受信用及び再生用のソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供, 拡張現実及び仮想現実におけるオーディオ技術に関するダウンロードできないコンピュータソフトウェアのオンラインでの一時使用の提供

【国際分類第11版】

(210)【出願番号】商願2021-83630(T2021-83630)

(220)【出願日】令和3年7月5日(2021.7.5)

(310)【優先権主張番号】LS/M/2017/13

(320)【優先日】平成29年1月18日(2017.1.18)

(330)【優先権主張国・地域又は機関】レソト(LS)

(310)【優先権主張番号】LS/M/2017/2

(320)【優先日】平成29年1月10日(2017.1.10)

(330)【優先権主張国・地域又は機関】レソト(LS)

(732)【商標権者】

【識別番号】500046438

【氏名又は名称】マイクロソフト コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】MICROSOFT CORPORATION

【住所又は居所】アメリカ合衆国 ワシントン州 98052-6399 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ

【住所又は居所原語表記】One Microsoft Way, Redmond WA 98052-5321 United State of America

(740) 【代理人】

【識別番号】100079108

【弁理士】

【氏名又は名称】稲葉 良幸

(740) 【代理人】

【識別番号】100080953

【弁理士】

【氏名又は名称】田中 克郎

(740) 【代理人】

【識別番号】100109520

【弁理士】

【氏名又は名称】石田 昌彦

【商標法第68条の32第1項適用】議定書第6条(4)の規定により取り消された国際登録の国際登録番号は第1373260号であり、その国際登録日は平成29年7月9日である。

【商標法第68条の37適用】本件は、商標法第68条37の規定により、登録異議の申し立ての対象から除外される。

【法区分】平成23年改正

【審査官】北口 雄基

(561) 【称呼(参考情報)】ウインドーズソニック、ウインドーズ、ソニック

【検索用文字商標(参考情報)】WINDOWSSONIC

【類似群コード(参考情報)】

第42類 42X11